

平成25年度事業計画

1 まちづくり事業

- ・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第4条第1号〕
 - ア 調査研究およびその成果の普及
 - イ 普及啓発
 - ウ 相談、助言および援助
- ・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第4条第2号〕
- ・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第4条第3号〕

(1) まちづくりセンター事業

練馬区民が住み続けたいと思えるような美しい地域環境と豊かな地域社会を実現するために、区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立し連携を図る、中間的な立場から協働型まちづくり事業を推進します。

平成25年度は、①まちの良さを発見し、それを磨き、保存、発展させること、②区が行うまちづくり事業を区民主体のまちづくりという視点から捉え直し、区民主体のまちづくり事業の定義を明確化すること、③まちづくりにかかわる組織と積極的に連携するなど、まちづくりのコーディネーター役となることをモットーとし、この3つのモットーを基本理念として「協働型まちづくり事業」に取り組みます。加えて、「景観」「ユニバーサルデザイン」「農地共生」の3つの事業分野への取り組みをさらに推進し、区民とともに、より多面的かつ総合的なまちづくりを展開します。地区まちづくり活動支援やまちづくり活動助成事業など他の事業との連携をはかり、相乗効果をめざしていきます。

① まちづくりに関する相談および区民主体のまちづくり活動に対する支援

区民による主体的なまちづくりの取り組みを推進するため、練馬区まちづくり条例に基づく区民提案、区民主体のまちづくり活動に対し、まちづくりセンターの資源・ネットワーク等を活用した支援とまちづくりに関する相談に応じていきます。平成25年度は、個別相談やまちづくり活動の支援を通じて地区まちづくり等の地域のニーズの掘り起こしを行っていきます。

[期待される効果]

区民主体のまちづくり活動の拡大。地域課題解決手法の認知の向上。

	取り組み	内容
1	まちづくり相談 まちづくり相談員派遣	区民、地権者等のまちづくりに関する相談、初動期の区民主体のまちづくり活動支援 [継続支援予定地区・団体] ・向山三丁目（城南住宅組合） ・東大泉三丁目（大泉住宅共栄会（将校住宅）） ・大泉井頭公園周辺地区 ・光が丘春の風公園内かえる池管理活動 ・江古田地域のまちづくり活動 ・練馬駅南口周辺のまちづくり活動 ・西大泉地域のまちづくり活動
2	大規模建築物専門家派遣（開発調整）	大規模建築物建築等計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに、第三者の立場からの助言（区への申請により実施）

3	地区まちづくり活動支援	練馬区まちづくり条例に基づき、総合型地区まちづくり等の協議会および準備会に対する専門家派遣と助成等。また、新規地区開拓のための広報、普及啓発 [継続支援予定地区・団体] ・高野台五丁目中央地区（総合型地区まちづくり協議会） ・武蔵関建築協定地区（総合型地区まちづくり協議会）
4	まちづくり活動助成事業	区民の主体的なまちづくり活動に対する助成と活動への支援（相談・助言、広報支援等）や公開審査会および団体間の交流・協働の場の機会提供等 [部門]たまご部門、はばたき部門
5	まちづくり登録団体支援	打合せスペース、印刷機等の利用、備品の貸出 登録団体数：156 団体(平成 25 年 2 月 1 日現在)
6	建築無料相談の後援	(社) 東京都建築士事務所協会練馬支部主催「建築無料相談」を後援。毎月第 4 月曜

② まちづくりに関する普及啓発およびプラットフォーム形成

区民がまちづくりに関する関心と理解を深め、また、まちづくりに関する知識や技術を習得するため、まちづくりに関する情報提供と学習機会の提供を行います。また、情報の共有、活動のネットワーク化を図るための交流の場を提供します。

平成 25 年度は、練馬区都市計画マスタープランの中間見直しに連動したイベントの開催や昨年に引き続き、企画・運営を区民の方と協働で行うまちづくり講座を実施します。

[期待される効果]

まちづくりに関する関心の増加。情報共有と協働による地域の問題解決能力の向上。

	取り組み	内容・成果目標
1	まちづくり広報誌発行	「こもれび」年 3 回発行 各号 22,000 部
2	まちづくり交流事業	・まちづくりカフェの開催（5 回程度） ・メールマガジンの発行（毎週） ・都市計画マスタープラン改定関連イベント（1 回）
3	まちづくり講座の開催	まちづくり講座（2 回）、スキルアップ講座（3 回）
4	ライブラリー運営	まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出 蔵書数 約 1,597 冊（平成 25 年 2 月現在）
5	地域連携	区内のまちづくり活動の PR のため、イベント出展（2 回）、学校や地域団体等への講師派遣

③ まちづくりに関する調査・研究

住民参加・協働型のまちづくりを進め、区に対する施策提案を行っていくための調査・研究活動として、景観まちづくりの調査研究、みどり景観資源保全モデル調査および農地共生のまちづくりに関する取り組みを進めます。平成 25 年度は、調査研究活動にとどまらず、区民の協力を得ながら現地でのより実践的な取り組みを行っていきます。

[期待される効果]

地域課題解決のための新たな手法・資源の開発

	取り組み	内容・成果目標
1	調査研究等	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、専門家と協働した景観まちづくりの手法に関する調査研究 ・モデル地区でのみどり資源保全実践施策の検討 ・農地と共生したまちづくりの社会実験の実践 ・石神井公園駅高架下自転車駐車場整備に関する設計意見聴取事業
2	市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議	他自治体のまちづくり支援機関とまちづくり活動への支援手法についての調査・研究

④ 練馬区の住民参加型協働事業に対する支援

区が行う区民との協働事業や区民参加型事業について、企画協力、運営支援等を行います。景観整備機構として景観形成事業を行います。「景観」は、景観整備機構として景観形成事業を中心に、「ユニバーサルデザイン」は、福祉のまちづくり協働推進拠点事業を中心に、関連事業も効果的に連携させつつ取り組みます。

	取り組み	内容・成果目標
1	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業	福祉のまちづくりに取り組む区民の主体的な活動を支援。公開イベントの実施、広報、専門家派遣
2	福祉のまちづくり協働推進拠点事業	ユニバーサルデザインに関する相談、普及啓発、建築物のバリアフリー化推進の事業実施
3	地域福祉活動情報紙発行	地域福祉情報を広く区民に周知する広報誌の発行 年4回発行：各号15,000部
4	景観形成事業	景観をテーマにした区民主体のまちづくり活動の実践、地域景観資源登録、景観まちなみ協定制度運用 [継続支援予定地区・団体] <ul style="list-style-type: none"> ・北町旧川越街道地区（景観まちなみ協定地区） ・大泉北泉町会地区（景観まちなみ協定地区） ・春日町町会地区（景観まちなみ協定地区）

⑤ その他

	取り組み	内容・成果目標
1	運営協議会の開催	センターの企画運営・事業展開等の協議 学識経験者、公募区民等委員10名：年3回
2	インターンシップ受け入れ	大学等の学生を受け入れ。7～9月実施：6名程度
3	ホームページによる情報発信	センター主催事業、区民団体によるまちづくり活動等の発信

(2) まちづくり推進事業

練馬区とのパートナーシップ協定に基づき、公社は、区の実施する下記2地区のまちづくりを協働で推進します。具体的には、まちづくり事業の推進、計画の企画・立案、住民等の合意形成活動、関係機関の調整等の業務に取り組み、地区住民等と信頼関係を築きながら、円滑にまちづくりを推進します。

① 高松・向山地区

生活幹線道路（練馬区主要区道3号線）の整備にあわせて周辺地区のまちづくりを進めます。

○平成24年度中に「まちづくり検討会」で意見交換した「地区の現状と課題」と「まちの将来像」を踏まえた「まちづくり構想案」をとりまとめ、地区住民等に説明した上で地区計画を策定します。

○次に、まちづくり構想実現のためのまちづくり手法やまちづくり計画の素案について、「(仮称)まちづくり協議会」を立ち上げ検討します。

② 貫井・富士見台地区

平成23年2月に策定したまちづくり構想レベルの「貫井・富士見台地区まちづくり計画」に基づき、密集住宅市街地整備促進事業を活用したまちづくりを進めます。

○小規模な地区またはグループごとに、まちづくりについての説明を行い、地区の課題等について意見交換する、まちづくり懇談会（出前講座等）を行います。

○道路整備を進めるため、沿道住民の合意形成を図ります。また、公園整備を進めるため、公園用地の情報収集を行い、事前調査と用地取得の折衝支援を行います。

○富士見台駅周辺の「まちづくり構想案」を策定するために、「まちづくり検討会」を立ち上げ、検討を行います。

2 自転車等の適正利用に関する事業

・自転車等の適正利用に関する事業〔定款第4条第4号〕

区立有料自転車駐車場およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の運営については、平成23年度から平成27年度までの5年間の指定管理者として決定を受けています。

平成25年度の区立有料自転車駐車場およびねりまタウンサイクルの運営にあたっては、これまで培った業務経験を生かし、今までにも増して効率的かつ効果的な運営を目指す一方、今回の指定管理者の選定にあたって提案した事項については、区と調整を図り、確実に実現していきます。また、業務遂行にあたっては、自転車関連5事業（駐車場運営、放置自転車撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応）を連携させ、一体的かつ総合的に練馬区全地域における自転車の適正利用を推進します。

(1) 区立自転車駐車場等の運営

プロポーザルで提案した事業計画の実施を中心に、利用者が安全で安心して利用できる施設の管理運営に努めていきます。

自転車駐車場は64施設31,590台収容する施設を利用者満足度向上を意識しながら効率的に運営し、稼働率の向上に努めます。また、区が設置した駐車場であることから、公平性・透明性を確保した運営を行います。

また、タウンサイクル事業は、区内7施設、自転車供用台数は2,700台となっていま

す。平成 24 年度には、石神井公園タウンサイクルで利用促進キャンペーンを実施し稼働率を上昇させましたが、こうした取り組みの成果を踏まえ、本年度もタウンサイクルの利用促進策を展開します。

① 数値目標（平成 27 年度末までに）

タウンサイクルの稼働率 105%（貸出可能台数に対しての稼働率）

自転車駐車場の稼働率 90%（収容可能台数に対しての稼働率）

② 事業計画＜プロポーザルで提案した事業計画の実施＞

○サービス向上、顧客満足度のアップ

毎年実施している利用者アンケート調査結果の意見や要望を踏まえ、顧客満足度のアップを図ります。特に、安全・安心な施設運営についての意見は多く、平成 24 年度に警察各署と共同で実施した盗難防止キャンペーンなど、引き続き警察と連携したキャンペーンを行うと同時に、防犯カメラの増設を行います。

○ゲートなし管理の促進

効率的な管理を行うため、現在 13 箇所で開催しているゲートなし管理を平成 25 年度はさらに 2 箇所実施し、拡大していきます。

○タウンサイクル自転車の入替

コスト増につながる老朽化した自転車の入替を大泉学園駅南口タウンサイクルで行います。

○放置自転車対策事業と連携した事業展開

放置自転車対策と連携しながら放置禁止キャンペーン等を実施し、放置されている自転車を自転車駐車場に誘導し、放置自転車のないまちづくり環境の実現を図っていきます。

○計画的な修繕の実施

自転車駐車場機器の老朽化が進んでいるため、中期計画に基づき平成 25 年度も計画的に機器の交換を行っていきます。

（2）公社立自転車駐車場の運営・整備

平成 23 年 11 月より開設した公社立豊島園駅前有料自転車駐車場は、通勤通学の利用者が多く、収入も計画どおりに推移しています。また、買物対策用に用意した 2 時間無料も多くの利用者に利用され、放置自転車の減少に寄与しています。

また、平成 25 年度は、石神井公園駅高架下に 2 箇所自転車駐車場を整備します（合わせて 1,700 台予定）。年度当初より設計・工事を行い、年度末のオープンを目指します。整備にあたっては、鉄道関係店舗との一体性や街並みとの調和を図った整備を行います。

（3）無料自転車駐車場の運営

パークアンドライドを目的とする、無料自転車駐車場の 6 施設（1,326 台収容）については、区との協定に基づき、公社財源を活用した自主事業として行うことで地域貢献を果たしていきます。

（4）幼児 2 人同乗用（3 人乗り）自転車レンタル事業

公社の自主事業として、平成 21 年度から東京都道路交通規則に規定される安全基準を

満たした自転車（270台）を低廉な利用料金で提供し、子育て世帯への経済的支援および幼児2人同乗用自転車の普及啓発を目的に実施しています。

これまで7回の貸し出しを行い、総応募者数は752名で貸出者数は延べ543名の実績となりました。

また、当初は平成24年度で貸出は終了の予定でしたが、自転車の老朽化の進行を判断のうえ、引き続き、平成25年度も区民への貸し出しを行っていきます。なお、レンタル用自転車については、安全性に問題のない自転車の貸出を行うと同時に老朽化した自転車については、区と協議しながら処分を行っていきます。

（5）被災者へのタウンサイクル自転車の無償貸出

東日本大震災の被災者に対して平成23年度からタウンサイクル自転車の無償貸出を実施していますが、引き続き平成25年度も実施します。

（6）放置自転車対策事業

区内の放置自転車の推移をみると、通勤通学の時間帯については10年以上にわたり減少傾向にあり、放置自転車対策に取り組んできた公社も一定の評価を得てきています。

しかし、午後の買い物客で賑わう駅周辺の商店街においては、効果がなかなか現れない状況にあります。そこで、地域の方々が放置自転車や自転車駐車場の問題を地域のまちづくりの課題として受け止め、自転車利用者に対して公社と協働して、交通ルールや交通マナーの意識啓発を図るために、区内鉄道各駅を単位として、町会、商店会、PTA等の地域住民で構成する「自転車対策地域協議会」の設置を支援していきます。

25年度の放置自転車対策事業については以下のとおり実施していきます。

① 放置自転車の撤去

区内の放置自転車禁止区域に放置された自転車の撤去については、自転車の乗り入れ台数の多い駅を中心に、午後の放置自転車減少に向けて重点的に撤去を行います。また、地域の状況に応じ集中撤去や部分撤去なども取り入れて効果的に作業を行い、禁止区域内の道路等の良好な環境と歩行環境の維持に努めます。

放置自転車禁止区域外に放置された自転車については、区民等からの通報を踏まえ、速やかに撤去を行います。

② 撤去した自転車の保管・返還

この業務は区内に設置された4つの自転車集積所において行っていきます。施設には経験豊かな社員を配置することにより、返還者に対し自転車の放置防止のための啓発を行うとともに、返還者の情報を十分に把握し、返還事務の円滑化に努めます。

また、公社内の事務スタッフとの連携を密に行い、防犯登録についての警察照会の迅速化などにより、早期返還と返還率の向上に努めます。

③ 自転車の案内・誘導

19の駅周辺に案内・誘導員を配置し、引き続き自転車駐車場への誘導・案内および放置自転車の防止に取り組めます。平成25年度は、これに加え、区からの協力依頼を踏まえて歩行喫煙防止のマナーアップ業務にも取り組めます。

この業務の実施にあたっては、それぞれの地域特性を踏まえた人員配置あるいは配置時間、配置実績等を考慮した計画をきめ細かく区に提案し、実施していきます。

また、実施にあたっては、案内・誘導員の指導や教育に努めるとともに、エリアごとに連絡調整役を配置し、案内・誘導員間の連絡調整や突然の休暇等に柔軟に対応できる仕組みを整備し、この体制を順次拡大していきます。

④ 自転車問い合わせ対応

放置した自転車撤去の状況や自転車駐車場の設置場所等、自転車に関するさまざまな問い合わせがあります。このため、公社内に自転車問い合わせセンター（テレフォンセンター）を設置し、これらに柔軟に対応できるスタッフを配置して対応していきます。

3 資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第4条第5号〕

公社は、資源循環の推進を図り循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成22年4月から練馬区内の家庭から排出される容器包装プラスチックの回収と粗大ごみの収集作業を練馬区から受託し、実施しています。

また、平成22年11月から練馬区資源循環センター（以下「センター」という。）の運営を受託し、センターを拠点として、ごみの発生抑制とリサイクルを進める資源循環推進の総合相談窓口の運営や施設見学をはじめとした普及・啓発事業を実施しています。また、リサイクルを推進する事業者の活動支援とネットワーク化にも取り組んでいます。さらに、平成23年度からは、粗大ごみの再利用事業や金属類の資源化事業などを実施しています。

（1）容器包装プラスチックの回収事業

家庭などから出る容器包装プラスチックを週6日（日曜日を除く）ごみ集積場から回収して中間処理施設へ搬入します。公社は、区の作業計画をもとに、回収計画の作成および回収作業を行うとともに、資源とごみの分別方法等について区と協力して区民への支援・指導を行っていきます。

（2）粗大ごみの収集事業

家庭から出る粗大ごみを毎日（月曜日～日曜日）戸別収集して、センターと民間の積替え施設に搬送します。また、申し込みから収集までの期間短縮を図るなど区民サービス向上に努めます。

（3）センターの受託運営

練馬区の資源循環推進の中核的拠点であるセンターにおいて、以下の事業を実施します。

① センターの運営

センターは、練馬区における資源循環事業推進の中核施設となることはもとより、容器包装プラスチックの区西部地域（区東部地域は、桜台事業所を拠点）の回収拠点および粗大ごみの収集拠点として位置付けられており、この拠点施設としての機能の維持に努めます。

② 粗大ごみ・資源の持込み事業

粗大ごみは、区民が申し込む際に収集希望か持込み希望かを選択することができ

ます。持込みを希望した場合は、指定された日時に区民が直接センターに持ち込むこととなります。また、資源（古布や廃食用油など）の持込み事業も実施します。

③ 粗大ごみの再利用事業

再利用が可能な粗大ごみについては、簡易な清掃・修繕を行い、区内3か所のリサイクルセンターに供給する再利用事業を実施します。

④ バイオディーゼル燃料の精製事業

区が回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料への精製を行い、区の清掃車に供給する事業を実施します。

⑤ 金属類等の資源化事業

粗大ごみの中から、鉄やレアメタル等を含んでいる金属の解体・選別を行い資源化事業者へ引き渡す事業を実施します。

⑥ 小型家電製品の資源化事業

区が回収している携帯電話を含む小型家電製品（全9品目）を選別し、資源化事業者へ引き渡す事業を実施します。なお、携帯電話には、個人情報保護の観点から穿孔を施します。

⑦ ふとんの資源化事業

粗大ごみから選別した「ふとん」を資源化事業者へ引き渡す事業を実施します。

⑧ 資源循環の推進に関する相談および普及・啓発

施設見学の受け入れやリサイクル等の状況に関して、見て学べる展示スペースと太陽光発電等の環境配慮設備を活用して、資源循環の推進に係る普及・啓発事業を実施します。

○相談コーナーの運営

清掃・リサイクルに関する相談を受けると共に、資源循環に関する書籍やリサイクル活動団体に関する資料を収集し、区民の閲覧に供します。

○ホームページの運営

区や当センターの事業紹介やイベント等の情報を収集し、発信します。

○施設見学の受入

区内の小中学校や町会・自治会などからの申込に対して積極的に施設見学を受け入れます。

○講習会の実施

家具などの修理・修繕の仕方等を学ぶ講習会を開催します。

⑨ 集団回収支援事業

町会や自治会などの団体が実施する集団回収に対して、支援事業を実施します。

○回収実績や報奨金の取りまとめ事業

○集団回収用品の支給事業

○集団回収の参加団体の拡大および登録事務

○集団回収団体と回収事業者間の調整

⑩ 生ごみ資源化事業

生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入費助成などの申請受付事務を実施します。

⑪ 大型生活用品情報掲示板事業

区内15か所に設置されている大型生活用品リサイクル情報掲示板の運営事業を実施します。

⑫ 資源循環の推進に係る民間事業者等の支援・育成事業

区内の資源循環推進事業者のネットワークづくりや共同研修会の開催などを通して、資源循環の推進に係る区内民間事業者等の支援・育成事業を進めます。

(4) 区民・事業者との協働の推進

循環型社会づくりを推進していくためには、区民や事業者との協働体制の構築が必要となります。公社は、公益財団法人としての性格を活かし、区と連携して、区内で事業活動を進めている事業者団体との協働体制づくりを進めるとともに支援体制の構築に努めます。

4 地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第4条第6号〕

(1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会の機能

練馬区の地域における地球温暖化対策を区民・事業者・区の連携協力により推進するための組織として、平成22年5月25日の設立総会において「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立されました。

協議会は、地域における地球温暖化に関わる区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および練馬区で構成され、現在29会員が、地球温暖化対策に関する普及・啓発活動を行っています。

当公社は、関係機関のひとつとして会員となると同時に、区から協議会の事務局運営業務の委託を受け、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、協議会の取り組みを積極的に支援していきます。

<根拠>

- 練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成21年3月策定）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

(2) 公社の役割

公社は、区の行政を補完する立場から地域協議会の事務局を担い、地球温暖化対策事業を積極的にリードしていきます。

- ① 区民・事業者・区が一体となった事業の推進
- ② 普及啓発事業の促進
- ③ 地域協議会の事務の遂行

(3) 平成25年度の事業

平成25年度は、練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、区内で排出される温室効果ガスを減少させるよう、区民・事業者・区等と連携して地球温暖化防止に関する普及啓発事業を実施します。

- ① 環境月間（6月）・地球温暖化防止月間（12月）・省エネルギー月間（2月）における普及啓発事業
- ② 練馬まつりと同時開催で実施する環境イベントの運営（公社）・ブース出展（協議会）
- ③ 地球温暖化対策に関する講演会
・区民向け講演会の企画・実施

・事業者向け講習会の企画・実施

- ④ こどもエコ・コンクール
- ⑤ 地域協議会ロゴマーク募集事業
- ⑥ 省エネナビ等を活用した家庭の省エネ普及啓発事業
- ⑦ 広報業務
 - ・ホームページの運営、メールマガジン・ダイレクトメールによる事業周知
- ⑧ 地域協議会の活動・知名度向上事業
 - ・マスコットキャラクター等を活用した会の活動・知名度の向上事業
- ⑨ 会員事務
- ⑩ 地域協議会に対する区補助金の会計事務
- ⑪ その他事務